

授業科目名	【Gカリキュラム】 行政法概論 【EFカリキュラム】 行政法概論	その他参照	開講年次	【G】1 【EF】1	単位数	【G】2 【EF】2
科目区分	専門科目：【G】教科及び教科の指導法に関する科目（-・-・-・-） / 【EF】教科及び教科の指導法に関する科目（-・-・-・-）					
担当形態	単独	【G】教員の免許状取得のための（-・-・-・-）科目 【EF】教員の免許状取得のための（-・-・-・-）科目				
施行規則に定める科目区分又は事項等						
サブタイトル	行政法の全体像を学ぶ	担当者	八木 保夫 ・ 井無田 将			
授業概要	<p>【概要】</p> <p>現代では、行政の活動は市民の日常生活の様々な場面に入り込んでいます。そして、それを認識しているかそうでないかに関わらず、私たちは行政によるサービスを受けています。例えば、きれいに舗装された歩道を歩くことができ、きちんとした交通ルールの下で安全に目的地まで辿り着くことができるということも、行政の活動によるものです。このような、私たちの身近にある行政全般に関する法を取り扱うのが行政法です。したがって、行政法を学ぶということは、私たちの生活について学ぶということでもあります。行政法を通じて、私たちの生活についても考えていきましょう。</p> <p>【到達目標】</p> <p>行政法の全体像を理解し、身近に存在する行政法についての関心を深める。</p>					
履修条件	特になし。					
教科書・参考書	<p>【教科書】</p> <p>授業中に、適宜、資料を配布する。</p> <p>【参考書】</p> <p>大橋洋一『社会とつながる行政法入門』（有斐閣、2017年） 畠山武道・下井康史編『はじめての行政法（第2版）』（三省堂、2012年） 宇賀克也・交告尚史・山本隆司編『行政判例百選Ⅰ（第7版）』（有斐閣、2017年） 宇賀克也・交告尚史・山本隆司編『行政判例百選Ⅱ（第7版）』（有斐閣、2017年）</p>					
授業回数	授業内容					
1	はじめに（ガイダンス）		予習：行政法の参考文献を調べる			
			復習：身近な行政について考える			
2	行政法とはなにか		予習：行政法の特徴を調べる			
			復習：行政法の3分野について考える			
3	行政とは何か		予習：行政作用の定義を調べる			
			復習：立法・司法作用と行政作用との相違について考える			
4	行政組織法		予習：行政主体・行政機関を調べる			
			復習：行政機関の種別について理解を深める			
5	行政作用法①（法律による行政の原理（1）— 法律の優位の原則）		予習：原理成立の背景、行政作用の種類について調べる			
			復習：各種の行政作用について理解する			
6	行政作用法②（法律による行政の原理（2）— 法律の留保の原則）		予習：法律の留保の原則について調べる			
			復習：法律の留保の原則の適用範囲についての学説を理解する			
7	行政作用法③（行政行為）		予習：行政行為の特徴を調べる			
			復習：行政行為の特別の効力と権力的な行政作用について考える			
8	行政作用法④（その他の行為形式）		予習：行政契約、行政指導について調べる			
			復習：非権力的な行政作用について考える			
9	行政作用法⑤（行政の実効性確保）		予習：行政上の強制執行等について調べる			
			復習：行政の実効性確保について考える			
10	行政救済法①（行政不服申立て）		予習：行政不服審査法を調べる			
			復習：行政に救済を求める方法について考える			
11	行政救済法②（行政事件訴訟制度概観）		予習：行政事件訴訟制度の意義について調べる			
			復習：司法裁判所による救済について考える			
12	行政救済法③（行政事件訴訟の種類）		予習：行政事件訴訟種類の概要を調べる			
			復習：裁判所に救済を求める方法について考える			
13	行政救済法④（国家賠償）		予習：国家賠償法を調べる			
			復習：違法な行政活動に対する損害賠償について考える			
14	行政救済法⑤（損失補償）		予習：損失補償制度の意義を調べる			
			復習：損失補償について理解する			
15	おわりに（総括）		予習：配付資料に基づいて各回授業内容を見直す			
			復習：行政法と日常生活の諸側面との密接な関わりについて考える			
評価方法	授業の進行に応じて複数回の小テストを実施するほか、授業中の質疑応答や授業態度をも考慮に入れ、それらを総合評価する（おおむね、小テスト総計80%、質疑応答・授業態度20%とする）。					
評価基準	身近に存在する行政法の役割・特徴について十分理解し文章等で説明できる者は程度に応じてSまたはA評価、行政法の特徴についてよく理解できる者はB評価、行政法で使用される用語の意味について一応の理解ができる者はC評価、C評価に満たない者については程度に応じてDまたはE評価とし、小テスト欠席等、評価不能な者に対してはF評価とする。					
その他	講義中の私語、携帯電話の使用など受講態度の悪い者には、厳しく対処する。 ※G 刈：法【必修】 刈°【必修】 情【必修】 / EF 刈：法【必修】 刈°【必修】 経【-】					